

枝葉・草

地域で収集方法が違います
(1月・2月は収集しません)

出し方

収集方法は、地域ごとのごみ収集カレンダーでご確認ください。

枝葉

袋に入れずに、わら縄・麻縄などで縛って出す。
* 1本当たりの太さ10cm以内、長さ150cm以内、
1束当たりの直径30cm以内



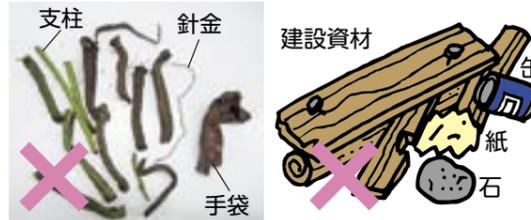
草・落ち葉

土をしっかり落として、透明または半透明の袋に入れる。



お願い

かま、手袋、移植ごてなど、枝葉・草以外のものが混ざっていると収集できません。それぞれ正しく分別してください。



※業者が剪定や除草をした場合、枝葉・草は出せません。業者に処理を依頼してください。

枝葉・草で出せるもの

庭木をせん定した枝・葉
冬囲いなどに使った荒縄



庭の落葉・草・花
切り花に使った花



枝葉や草はできるだけ身近な大地に戻しましょう。

生ごみ処理器を使うと、枝葉・草を自然に戻すことができます。購入費補助がありますので、48ページ(裏表紙)またはホームページをご覧ください。



生ごみ処理器購入費助成

枝葉や草を燃やさないで!

枝葉や草を野焼きする行為は、法律で禁止されています。ごみステーションに出すか、自然に戻すなど、適正に処分してください。



これらは枝葉・草には出せません。「燃やすごみ」に出しましょう。

家庭菜園の作物の茎やつる
(枝豆、しそ、みょうがなど)



栗のいが



冬囲いの竹
(ホームセンターなどで購入した竹)



害虫が付いている枝葉
除草剤が付いた草



加工された角材、板、杭
(詳しくはQ&Aをご覧ください。)



「生ごみ」に出しましょう。

果物・木の実



Q&A

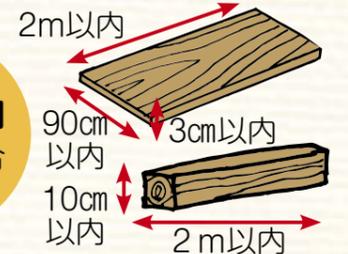
Q 木の板、角材は「枝葉・草」に出していいの?

A 加工された板類、角材、竹は「枝葉・草」には出せません。太さ5cm、長さ50cm以内に切れば、「燃やすごみ」です。それより大きい場合は、板類は厚さ3cm以内、幅90cm以内、長さ2m以内にして、他は太さ10cm以内、長さ2m以内にして、「粗大ごみ」です。

「燃やすごみ」に出す場合



「粗大ごみ」に出す場合



Q 木の幹や根は「枝葉・草」に出していいの?

A 木の幹・根は「枝葉・草」には出せません。市のごみ収集運搬業許可業者(29ページ参照)に収集を依頼してください。



Q なぜ、しそや枝豆など野菜の葉や茎が「枝葉・草」に出せないの?

A しそ、枝豆などの野菜の葉・茎まで広げてしまうと、畑で作ったものも大量に出され、収集作業に支障をきたすうえ、リサイクル経費がかさみます。野菜の葉や茎は、生ごみ処理器などを利用してできるだけ土に戻してください。土に戻すことができない場合は、「燃やすごみ」として出してください。

枝葉・草のゆくえ

収集した枝葉・草は、処理施設に運び、培養土や有機肥料等にリサイクルされます。